

ハンナラ党は自民党の前轍を踏もうとしているのか —中選挙区制における候補者擁立戦略と2006年韓国地方選挙の分析¹⁾—

Candidate Nomination Strategy and Election Failures under the Single Nontransferable Vote System in Korean Local Election 2006

浅羽祐樹
Yuki Asaba

Under the single nontransferable vote system, candidate's vote maximization strategy can be incompatible with party's seat maximization strategy. Especially for big parties such as the Liberal Democratic Party (LDP) in pre-reform Japan and the Grand National Party (GNP) in Korean local election 2006, it is all the more urgent to field an appropriate number of candidates and divide the votes among them evenly. If they fail either in each of them, or both, they may lose seats which are otherwise theirs.

In more than one-fifth of all the districts, GNP lost seats because of the failure in the division of votes among their candidates, which casts doubt on the general evaluation of GNP's sweeping victory. Is GNP following the same dilemma as LDP once faced under the one-party domination?

1. はじめに

2006年5月31日に韓国で実施された第4回全国同時地方選挙（以下、5・31地方選挙）は一般に与党ウリ党が「歴史的な惨敗」を期したのに対して、野党ハンナラ党は「圧勝」したものと評価された。確かに、ハンナラ党は、広域自治体や基礎自治体といった政体の次元、行政府の長や議会議員といった選挙の種類を問わず、ほぼ全てにおいて過半数を上回る議席を獲得した。とりわけ、従来競争的とされた首都圏でむしろ全国平均を大きく上回るパフォーマンスを示している。今回いわゆる中選挙区制が初めて導入された基礎自治体議会議員地域区選挙においても、ハンナラ党は全議席（2513）の55.8%にあたる1401議席を獲得した。

5・31地方選挙は基礎自治体議会議員選挙に関して選挙政治における制度変更の観点から以下の3点で画期的である。第1に、基礎自治体議会議員選挙において、従来の小選挙区制単独から中選挙区制と比例代表制の混合型へと選挙制度が変更された。この変更を以て、韓国の選挙制度は議会議員選挙においては中央（国会）・広域自治体・基礎自治体全て、混合型になった。国会²⁾と広域自治体議会議員選挙においては小選挙区制と比例代表制の混合型であるのに対して、基礎自治体議会議員選挙においては中選挙区制と比例代表制の混合型である。中選挙区制と比例代表制の混合型というのは、選挙制度上、前例のない制度である。有権者は地域区では候補者、比例区では政党に対してそれぞれ1票ずつ投票する。第2に、中選挙区制の定数は2人区から4人区までで、全議席のおよそ60%が2人区である（表1）。4人区はわずかに3.8%にすぎず、ソウルなど6つの広域自治体では4人区選挙区が1つも存在しない。また、混合型とはいうものの、中選挙区制と比例代表制のそれぞれで配分される議席の比率は中選挙区制に極端に片寄っていて、全議席数の87%が中選挙区制で配分される。しかも、議会の総定数も削減されたため、比例代表制においても、230の基礎自治体のうち117では比例区の定数は1にすぎない。定数1では、議席配分方式の差は意味をなさない。第3に、従来政党による推薦が禁止されていて無所属候補者による競争のみが行われていたが、今回から政党による推薦が可能になった。候補者や有権者だけでなく、政党という政治的アクターが基礎自治体議会議員選挙に公然と登場するようになったのである。

本稿では、基礎自治体議会議員選挙における中選挙区制の導入という制度変更に注目し、新しい選挙制度の下、政党・候補者・有権者などの政治的アクターはどのように戦略的に行動したのかについて実証的に検討し、5・31地方選挙を比較選挙制度研究の枠組みに位置づけることを目的としている。中選挙区制は政党間競争だけでなく、同一政党内の候補者間の競争（政党内競争）にも大きな影響を及ぼすという特徴を有し、ハンナラ党のような大政党にとって政党内競争にどのように対応するかは常に大きな問題である。本稿では、候補者擁立戦略と実際の選挙

結果を分析することで、ハンナラ党がどのくらい政党内競争に対応できたのかについて明らかにする。結論を先取りして提示すれば、ハンナラ党は全議席の4分の1で対応に失敗し、本来獲得できた議席を獲得できなかったというもので、果たしてハンナラ党は「圧勝」したのかについて再検討を迫るのに十分なものである。

2. 先行研究の検討

中選挙区制に関する研究は、政治学における理論と事例研究双方の間でのフィードバックの重要性を如実に示している。そもそも、韓国や日本では「中選挙区制」として一般に知られている選挙制度は、比較選挙制度研究においては「単記非移譲式投票制 (single non-transferrable vote: SNTV)」として知られている。SNTVは選挙区当たりの定数以外、「小選挙区多数制 (single-member district plurality: SMD)」と基本的には同じ選挙制度である。SMDでは選挙区当たり1名のみ当選するのに対して、SNTVでは複数名が当選するが、議席決定方式や票の数などは同じである。「単記」というのは、定数が複数であれ、有権者は1票のみ投票するということである。また、「非移譲式」というのは、同一政党の候補者間で得票のプールや移譲は存在しないということである。SNTVに関する事例研究として、選挙制度改革以前の日本の衆議院議員選挙が有名である³⁾。

日本の事例はSNTVに関する研究が政治学の一般理論の発展に貢献できることを示したという点で重要である。SNTVは望ましい選挙制度に関する政治学者への調査の中で最も人気のない選挙制度であり、その制度趣旨が小選挙区多数制や比例代表制のように明瞭ではない。そのため、国会内に設置された政治改革協議会(政改協)が2005年5月に提出した報告書『政治改革案』のどこを読んでも、基礎自治体議会議員選挙に比例代表制を導入し混合型とするべきだとはあっても、SMDの部分をSNTVへ変えるべきだとは書いていない。しかも、巻末の参考資料にある識者の見解の中でも、SNTVの導入は日本を事例に挙げながら明確に否定されている。にもかかわらず、2005年6月に選挙法が改正され、SNTVが導入された。SNTV導入の「起源 (origin)」については別途検討する必要があるが⁴⁾、その「政治的効果 (consequences)」についての研究を通じて日本の事例は政治学の一般理論を飛躍的に発展させることに成功した。例えば、小選挙区多数制では選挙区次元で候補者数が2名に収斂するというデュヴェルジェの法則は、定数がn名のとき候補者数がn+1名に収斂するという一般モデルの特殊型 (n=1) に過ぎないことを実証する上で、n=3-5が主だった日本の事例が決定的に重要であった⁵⁾。事実、3人区では4名、4人区では5名、5人区では6名へと候補者数が徐々に収斂していった⁶⁾。他方、韓国の国会議員選挙でもかつて中選挙区制を用いていた時期があったが、中選挙区制をSNTVの一種として比較選挙制度研究の枠組みに位置づけようとはせず、政治学の一般理論の貢献には全く貢献できなかった⁷⁾。

SNTVには政党と候補者の間にディレンマをもたらすという他の選挙制度には見られない特徴がある。SNTVにおいてのみ、候補者の得票最大化戦略と政党の議席最大化戦略は必ずしも一致しないというディレンマが生じる。小選挙区多数制では両者の戦略は常に一致し、比例代表制においては政党投票のみが存在するので、そもそもディレンマは生じえない。ただSNTVにおいてのみ、候補者が得票を最大化すると、政党がむしろ議席を得られなくなる場合がある。SNTVでは、議会での過半数議席の獲得を目指すような大政党は、1つの選挙区で複数名を擁立する。その際、重要なのは、適正な数の候補者を擁立し、候補者間で得票を均等に配分しなければならないということである⁸⁾。

理論的には、SNTVにおける政党の最大獲得議席数はドント式比例制で配分される数と同じであることが分かっている⁹⁾。しかし、実際の選挙結果は、獲得できた議席数が理論上ドント式比例制で配分される数を下回る場合が生じる。川人貞史¹⁰⁾は現実の議席数と候補者数のドント式議席数との差に注目して、6つの事象に類型化している(表2)。第1に、候補者数と現実の議席数の両方がドント式議席数を下回る場合である。「過少公認の失敗」である。さらに当選させられるだけの得票があるにもかかわらず候補者数が足りず、その分他の政党や無所属の候補者が当選している。第2に、候補者数はドント式議席数と同じであるが、現実の議席数がドント式議席数を下回る場合である。「得票の不均等配分」、いわゆる「票割りの失敗」である。候補者数は適正なものの、同一政党内の候補者が過剰に得票したため、別の候補者が落選している。第3に、候補者数はドント式議席数を上回るが、現実の議席数がドント式議席数を下回る場合である、「過剰公認の失敗」、いわゆる「共倒れ」である。候補者数が多すぎての落選である。第4に、候補者数はドント式議席数を上回るが、現実の議席数がドント式議席数と同じ場合である。候補者数が多いが、議席上の得失はないため、単なる「過剰公認」である。第5に、候補者数と現実の議

席数の両方がドント式議席数を上回る場合である。「過剰当選」、いわゆる「漁夫の利」である。他の政党の失敗ゆえに、本来過剰な候補者が代わりに当選している。第6に、候補者数と現実の議席数の両方がドント式議席数と同じ場合である。川人は「最適」としているが、本稿では「適正」とする¹¹⁾。適正な数の候補者の擁立と得票の均等配分に成功している選挙区を意味する。その他、空欄になっているのは、該当する事象がありえないということである。「過少公認の失敗」、「得票の不均等配分」、「過剰公認の失敗」の3つは、本来であれば得られたはずの議席を失っているので、選挙戦上の失敗である。逆に、「過剰当選」は本来であれば得られなかったはずの議席を得ているので選挙戦上の利得であるが、「過剰公認の失敗」とのネットでも全般的な得失を考慮しなければならないだろう。本稿では、「適正」のみを選挙戦上の成功と定義する。

川人は、日本を事例に、戦前・戦後初期・55年体制期の3つの時期について、政党内競争における中選挙区制の効果を体系的に検討した上で、「中選挙区制は大政党に対して困難な問題を課しているが、問題の深刻さの度合いは、政党間競争の構造に依存する」と結論づけている。川人は、戦前のような「2大政党システムの下では、中選挙区制が大政党に課す課題はかなりの程度まで緩和された」と指摘する。なぜなら、2大政党システムの下では、1つの大政党の損失は必ずもう1つの大政党の利得となり、逆もそうなので、ネットでは損得が相殺される可能性が高いからである。他方、川人は、「中選挙区制が大政党に対して候補擁立と票配分に関して困難な問題を課すのは、大政党が1党の時である。そして、そのような状況は1党優位政党システムである。したがって、中選挙区制が自民党にとって困難な問題を課すのは、まさに、自民党が政権政党として存在し続けたからである」とも指摘する。55年体制下の1党優位政党システムでは、大政党は自民党だけであり、自民党以外はそもそも複数名を擁立せず、ただ自民党だけが選挙戦上の失敗を犯し、小政党を利したからである。果たして、ハンナラ党は自民党の前轍を踏もうとしているのか。本稿では、基礎自治体議会議員地域区選挙を事例に、主要政党、とりわけ「圧勝」したとされるハンナラ党が中選挙区制のディレンマをどこまで克服しえたのかについて検討する。そうすることで、比較選挙制度研究の枠組みに韓国の事例を位置づけることが可能になる。

なお、本稿で用いるデータは、憲法機関である中央選挙管理委員会が提供する第4回全国同時地方選挙投・開票照会システム¹²⁾から得られたものである。

3. 候補者擁立状況

まず、政党毎の候補者擁立状況を検討する。本稿では、ハンナラ党に主たる焦点をあてるが、比較の参照項としてウリ党と民主労働党についても取り上げる。定数と地域ごとに各政党の候補者擁立状況を整理すると表3-5のようになる。

ハンナラ党の候補者擁立状況(表3)について一言で特徴づけるならば、「強気」と言えるだろう。全選挙区(1028)の71.1%に相当する731の選挙区で定数と同数の候補者を擁立している。定数が増加するにつれ定数と同数の候補者を擁立した選挙区率が低下するとはいえ、4人区でもなお強気である¹³⁾。伝統的に競争的とされる首都圏の場合ですら、2人区では86.0%(197/229)、3人区でも63.4%(78/123)の選挙区で定数と同数の候補者を擁立していて、全国平均並み(3人区)かそれ以上(2人区)である。伝統的支持基盤の嶺南圏では、2人区では98.3%(169/172)、3人区でも95.3%(81/85)の選挙区で定数と同数の候補者を擁立している。他方、湖南圏は1人の候補者の擁立すらそもそも完全に放棄している¹⁴⁾。

ウリ党の候補者擁立状況(表4)は、「手堅い」というよりはむしろ、何が何でも1議席を獲得したいという「がむしゃら」と言えるだろう。全選挙区(1028)の59.8%に相当する615の選挙区で候補者を1名のみしか擁立していない。もちろん、定数が増加するにつれ、複数名を擁立する選挙区率は増加するものの、ハンナラ党とは比べものにならない¹⁵⁾。全羅北道(72の選挙区のうち71)と光州(19の選挙区のうち18)では複数名の候補者の擁立が目立ち、特に全羅北道では、ごく一部の例外を除いて定数と同数の候補者を擁立している(70/72: 97.2%)。同じ湖南圏とはいえ、全羅南道(16/83: 19.3%)は、慶尚北道(42/101: 41.6%)・慶尚南道(36/95: 37.9%)・蔚山(5/16: 31.3%)といった嶺南圏に次いで、候補者が1名もない選挙区が多いのも特徴的である。

民主労働党の候補者擁立状況(表5)は「やはり悔しい」と言えるだろう。選挙区画定の当時から、民主労働党は当初の4人区選挙区を分割して2人区選挙区を増やした各市道の選挙区画定委員会の決定に強く反発していた。民主労働党のような地域的な基盤を持たない小政党にとって、定数が大きければ大きいほど候補者を擁立しやすい

というのはもっともなことである。事実、全選挙区（1028）の45.2%に相当する465の選挙区で候補者を擁立しているが、定数が増加するにつれ候補者を擁立した選挙区率が増加している。2人区では33.4%（204/610）であるのに対して、3人区では62.5%（237/379）、4人区では61.5%（24/39）である。基本的には複数名を擁立していないが、2つの3人区では2名を擁立している。

整理すると、ハンナラ党の候補者擁立状況はウリ党や民主労働党に比べて、定数と同数の候補者を擁立している選挙区が非常に多く、中選挙区制が導入された初めての選挙であるにもかかわらず、「強気」だったと特徴づけることができる。

4. 選挙結果

ここでは、実際の選挙結果について、川人の分類に従ってまずは地域別に整理する。集計の次元としては、広域自治体の他に、首都圏・嶺南圏・湖南圏といった圏域もありうるが、とりあえず、ここでは広域自治体の次元で集計する。同じ圏域でも、広域自治体ごとにパターンに意味ある差が存在する場合があります、それを析出することが重要であるからである。とはいうものの、15¹⁶⁾の広域自治体について、圏域ごとにその特徴を指摘することにする。

ソウル（表6）では、ハンナラ党の場合、全議席（162）のわずか37.7%の61でのみ適正である。残りの選挙区では、議席の損失につながっているかどうかはともかく、適正な数の候補者の擁立か得票の均等配分のいずれか、あるいは両方で失敗している。議席を損失した選挙区数は78で、全選挙区の48.1%にも達する。そのほとんどは得票の不均等配分（57）か過少公認（17）に依る。過剰公認の失敗（4）はほとんどない。ウリ党は過剰公認（25/162: 15.4%）の傾向があるものの、ハンナラ党に比べて適正（137/162: 84.6%）がほとんどである。

同じ首都圏に属する仁川（表7）や京畿（表8）では、基本的にソウルと同じパターンが見られる。ハンナラ党はウリ党に比べると適正が非常に少なく、選挙戦上の失敗が目立つ。しかも、そのほとんどが得票の不均等配分が原因である¹⁷⁾。

釜山（表9）では、ウリ党だけでなくハンナラ党も3分の2の選挙区（48/69: 69.6%）が適正である。とはいえ、失敗も少なくなく（15/69: 21.8%）、やはり、そのほとんど（13/15: 86.7%）は得票の不均等配分が原因である。蔚山（表10）でもほぼ半数（7/16: 43.8%）の選挙区で得票の不均等配分が見られる。慶北（表11）や慶南（表12）では、ハンナラ党だけが独走しており、過剰公認の傾向が見られると同時に、ここでも得票の不均等配分が目立つ¹⁸⁾。他方、大邱（表13）では、やはりハンナラ党が独走しているが、ほぼ全て（40/43: 93.0%）の選挙区が適正である。同じ嶺南圏とはいえ、大邱とそれ以外ではパターンが異なる点が重要である。

大田（表14）では適正が少なく、全体の過半数（13/22: 59.1%）で過剰公認している。忠北（表15）でも3分の2以上（32/45: 71.1%）で過剰公認していて、そのうち4分の1（8/32: 25%）で失敗している。忠南（表16）でも3分の2（40/60: 66.7%）で過剰公認している。忠清圏では、首都圏や嶺南圏で目立った得票の不均等配分はほとんど見られず、過剰公認の傾向がウリ党などにも見られるのが特徴的である。

江原道（表17）も過剰公認が目立つものの、得票の不均等配分も少なくない。首都圏・嶺南圏と忠清圏の両方の特徴を併せ持つ地域と言えよう。湖南圏ではほとんど全ての選挙区でハンナラ党は1名の候補者も擁立しておらず、定義上、すべて「適正」である。

以上で概観したように、基本的には、圏域ごとにパターンを整理することができるが、一部広域自治体では、異なったパターンが見られた。首都圏・嶺南圏では、適正な選挙区が少なく、選挙戦上の失敗が目立つということである。しかも、そのほとんどは得票の不均等配分に原因がある。大邱では、唯一、得票の不均等配分がほとんど見られず、ほとんどが適正であるのが大きな特徴である。忠清圏では、得票の不均等配分はほとんど見られず、過剰公認の傾向が首都圏よりも強いのが特徴的である。また、江原道は首都圏・嶺南圏と忠清圏の両方の特徴を併せ持つ地域と言える。湖南圏ではそもそも候補者をほとんど擁立しておらず、すべての選挙区が「適正」である。

次に、実際の選挙結果を政党別に整理する。ハンナラ党（表18）に特徴的なのは、適正が全選挙区の半分程度（522/1028: 50.8%）にしかすぎない点である。4分の1（268/1028: 26.1%）の選挙区で過剰公認が見られ、そのうち、6分の1（44/268: 16.4%）で失敗している。また、5分の1（213/1028: 20.7%）にも及ぶ選挙区で得票の不均等配分、いわゆる票割りに失敗しているのが大きな特徴である。過剰公認の失敗と過少公認の失敗と合わせて、4分の1以上（282/1028: 27.4%）の選挙区で選挙戦上の失敗を犯しているが、そのうち、4分の3（213/282: 75.5%）は

得票の不均等配分に依るものである。わずかに23 (2.2%) の選挙区で過剰当選し選挙戦上の利得を得ていることを勘案すると、ネットでは259 (23-282: 25.2%) の選挙区で損失している。

他方、ウリ党(表19)は、ハンナラ党に比べると適正な選挙区が多いのが特徴的である。全体の4分の3 (774/1028: 75.3%) が適正である。ハンナラ党に比べるとかなり候補者数を絞ったはずだが、それでもハンナラ党並みに4分の1 (253/1028: 24.6%) の選挙区で過剰公認している。そのうち、4分の1 (66/253: 26.1%) で失敗しており、6分の1程度だったハンナラ党よりも多い。選挙戦上の失敗を犯した選挙区はハンナラ党とは比較にならないほど少なく、わずかに67である。そのうち、ほぼすべて (66/67: 98.5%) は過剰公認の失敗に依る。13 (1.3%) の選挙区で過剰当選しているの、ネットでは54 (13-67: 5.3%) の選挙区で損失ということになる。

ウリ党と比較すると、ハンナラ党は適正な選挙区が少なく、選挙戦上の失敗が目立つ。強気で候補者を擁立したわりには過剰公認の失敗はむしろウリ党よりも少ないものの、得票の不均等配分が極めて著しく、全選挙区の5分の1を占める。選挙戦上の失敗の4分の3が得票の不均等配分に依るといえるのは、別途検討するに値する結果である。さらに、ネットでは全選挙区の4分の1で損失しているというのも、「圧勝」したとされるハンナラ党としては衝撃的な知見であろう。つまり、ハンナラ党は、選挙戦上の失敗がなければ、さらに議席を獲得できていたはずである。

5. 非合理的な制度ゆえの票割りの失敗？

前節で明らかになったように、ハンナラ党の選挙結果に顕著なのは得票の不均等配分で、ハンナラ党にしてみれば選挙戦上の失敗の「元凶」である。それゆえ、この失敗について別途十分に検討し対応を講じるのは選挙戦略上必須であるが、その含意は特定の政党にとどまるものではなく、広く韓国の有権者全体に及ぶものである。

5・31地方選挙から基礎自治体議会議員地域区選挙において中選挙区制が導入されると同時に、政党による候補者の推薦が可能になった。政党ごとにラベルが付与され、定数や地域とはかかわらず、ハンナラ党は全国どこでも一律「2」である。同一選挙区に同一政党から複数の候補者が存在する場合、政党のラベルの後に、候補者の氏名のカナダラ順にカナダラが付与される(公職選挙法第150条)。例えば、同一選挙区にハンナラ党から3名の候補者が存在する場合、2-カ、2-ナ、2-タと表記される。これらの候補者の中には氏名のカナダラ順以外には差が存在しないので、十分な数の選挙区について平均すると、選挙における競争力には本来差は全く存在しないはずである。カ候補とナ候補の数は同じで、出馬している選挙区も完全に同一である。

まず、カナダラ別の当選率について検討する。ハンナラ党の場合、カ候補は799名いて、そのうちの91.4%にあたる730名が当選している。ナ候補も799名いるが、当選したのはカ候補よりも30%近く下回る61.6%の492名である。タ候補とラ候補の場合、カ候補やナ候補とは選挙区が同一でないため、同様には比較できないが、カ候補よりもはるかに当選率が下回る¹⁹⁾。ウリ党についても同じパターンが見られる。ウリ党のカ候補・ナ候補はそれぞれ297名ずついて、前者では193名 (65.0%) が当選しているのに対して、後者ではわずか53名 (17.8%) しか当選していない²⁰⁾。ウリ党の場合、ナ候補はカ候補に比べて3分の1以下の当選率である。

次に、当選かどうかとは関係なく、カナダラ別の得票順位について検討する。ハンナラ党の場合、2名の候補者を擁立している選挙区数が529ある中で、得票順位がカ-ナ順なのは452 (85.4%) であるのに対して、ナ-カ順はわずか77 (14.6%) しかない。3名の候補者を擁立している選挙区数が252ある中で、2位以下の順序はともかく、カが1位なのは194 (77.4%) である。4名の候補者を擁立している選挙区でも同様のパターンが見られ、カが1位なのは61.1% (11/18) である。ウリ党についても同様で、2名の候補者を擁立している選挙区数が215ある中で、得票順位がカ-ナ順なのは176 (81.9%) であるのに対して、ナ-カ順はわずか39 (18.1%) しかない²¹⁾。

以上、カナダラ別の当選率と得票順位に対する検討から、ハンナラ党・ウリ党を問わず、カ候補はナ以下候補に比べて圧倒的な強さを誇っていることが明らかになった。特に、ハンナラ党の場合、得票の不均等配分が極めて顕著で、全選挙区の5分の1を占め、選挙戦上の失敗の4分の3が得票の不均等配分に依っていることを勘案すると、この点は死活的に重要である。2-カ候補が強すぎるため、ただ単に当選するだけでなく、不均等に余分な票まで持ってってしまうため、2-ナ以下の候補は、本来ならば当選できたはずなのに、落選してしまう場合が発生してしまっている。

選挙直後²²⁾ から、「いい先祖に巡り会わなければ基礎自治体議会議員にもなれない」とか「基礎議会議員になり

たければ、『姜』氏や『権』氏、少なくとも『金』氏程度でなければならない」とか揶揄されるなど、同一政党内での候補者のラベル配分方式は、結果として、明らかに不合理な制度である。「姜」氏が「韓」氏よりただそれだけの理由で有利であってはならないはずである。それゆえ、ラベル配分においてはクジ引きの導入など、今後与野党共同で選挙法の再検討が行われるだろう。

候補者の氏名のカナダラ順にラベルを配分するという方式は、結果としては、明らかに不合理な制度であるとはいえ、制度そのものに本来的に欠陥が内在しているわけではない。選挙管理委員会は同一政党のカナダラの差は優劣の差ではないと広報したものの、一部では、複数名の候補者に投票するなど混乱も見られ、中選挙区制が有権者の間に十分に浸透したとは到底言い難い。そもそも、6つの異なる選挙が同時に実施される中で、有権者が情報のショートカットとして政党ラベルに基づいて一括投票が行うのはむしろ合理的であるとすら言える。だとすると、ラベルの配分方式としてクジ引きを導入するだけでなく、それぞれの選挙、とりわけ、基礎自治体議会議員選挙のような「より重要でない」選挙について独自に意味付けし、十分な情報を有権者にどう提示するかというより根本的な問題が今後ますます重要である²³⁾。

6. おわりに

本稿では、基礎自治体議会議員地域区選挙におけるハンナラ党を事例に、その候補者擁立状況と選挙結果に注目し、ハンナラ党のような大政党が中選挙区制のディレンマをどこまで克服しえたのかについて実証的に明らかにしてきた。

「中選挙区制は大政党に対して困難な問題を課しているが、問題の深刻さの度合いは、政党間競争の構造に依存する」²⁴⁾ という先の川人の指摘は、基本的には韓国の事例においても妥当する。湖南地域を除いてほぼ全国的にハンナラ党の1党優位政党システムであり、ハンナラ党の選挙戦上の失敗は一方的に他党と無所属候補者を利している。この点で、ハンナラ党はかつて55年体制期に自民党が悩まされてきたディレンマをそのまま抱えていると言える。川人にならって言えば、今回の選挙で中選挙区制がハンナラ党にとって困難な問題を課したのは、まさに、ハンナラ党のみが大政党であるからである。他方、本稿では別途選挙結果を集計しなかったが、湖南圏のように、ウリ党と民主党の事実上2大政党制が確立している場合、中選挙区制が大政党に対して課している困難な問題は、戦前期の日本と同じように、ほとんど見られない。

さらに、韓国の事例には、川人が扱った日本の事例には見られないパターンが見られる点が重要である。大邱のように、ハンナラ党がほぼ全議席を席捲し1党システムを確立した場合には、中選挙区制は大政党に困難な問題を課さないのである。当たり前といえば当たりの知見ではあるが、事例とともにその意味を確認しておくことが重要である。韓国の場合、日本とは異なって、中選挙区制とはいえ定数が小さく、ほとんどが2人区か3人区なので、日本よりは議席を独占するのが容易である。実際、大邱には4人区は存在しない。本稿において、選挙結果を集計する次元として基本的には圏域でよかったものの広域自治体という次元に注目したのは、この大邱の事例を析出するためであった。

次に、以上の知見に基づいて今度を展望しよう。今回は中選挙区制が導入されて初めての選挙だったため、候補者擁立において強気だったハンナラ党はもちろんのこと、かなり絞り込んだはずのウリ党も、過剰公認になってしまったのは自然なことであると言えよう。ウリ党の場合、過剰当選よりも過剰公認の失敗の方が多く、ネットでは損失がかなり大きかったため、今後は候補者の数をさらに絞込むのが合理的である。他方、ハンナラ党は過剰公認によってネットでは21の損失だが、過少公認によっても25を損失しているため、どの選挙区において候補者を増減すべきなのかが一律に明らかでないため、候補者数の調整は容易ではないものと思われる。また、ハンナラ党が犯した選挙戦上の失敗は得票の不均等配分に依るものがかなりの部分を占め、しかもそれは不合理な制度ゆえに生じた側面があるため、今後、この制度の改正を強く要求するだろう。また、ウリ党は得票の不均等配分にほとんど悩まされていないとはいえ、ウリ党内でもハンナラ党の要求に同調する勢力（ナ以下の候補者！）が存在するため、制度は改正されるものと思われる。だが、仮に同一政党内の候補者間のラベル配分方式が改善されたとしても、各々の選挙が独自の意味を持つためにはより根本的な対応が欠かせないため、どれだけ効果を持つかは疑問である。

最後に、比較選挙制度研究において韓国という事例が有する含意について指摘する。従来、韓国における中選挙区制に対する研究は規範論として回避されるべき選挙制度としてのみ扱われ、比較研究の枠組みにおいて位置づけ

られることがほとんどなく、実証研究の蓄積も十分でなかった。本稿では、5・31地方選挙の基礎自治体議会議員地域区選挙を事例に、韓国という事例を比較研究に位置づけることは十分に可能であるだけでなく、望ましいことを示した。そもそも、実証的に明らかにされる事例は多ければ多いほど望ましいと言えるが、これは消極的理由にとどまる。さらに、他の事例からは得られなかった理論的な知見を示すことができれば、韓国という事例の重要性が増す。本稿では、川人が言うように、確かに、中選挙区制が大政党に対してもたらすディレンマは政党間競争の構造に依るが、大政党が完勝するほど強いとき、ディレンマは消滅するという、考えてみればごくごく当たり前の知見を実例とともに確認した。果たして、ハンナラ党はただ唯一の大政党であるがゆえにかつての自民党の前轍を踏襲し中選挙区制のディレンマに苦しむのか。それとも、さらに選挙における競争力を高め、前例のないかたちでディレンマそのものを克服するのか。あるいは、別の大政党が登場し、2大政党の間でネットで損得を相殺し合うのか。その行く末は今後の選挙を見守るしかないだろう。

- 1) 本稿は第7回現代韓国朝鮮学会大会（静岡県立大学，2006年11月19日）と2006年度韓国政治学会年例学術会議（外交安保研究所，2006年12月9日）における報告を補完・修正したものである。本稿に対して有益なコメントを下された若畑省二先生（信州大学イノベーション研究・支援センター研究員）、木村幹先生（神戸大学大学院国際協力研究科教授）、大西裕先生（神戸大学大学院法学研究科教授）、金容浩先生（仁荷大学校政治外交学科教授）、康元澤先生（崇実大学校政治外交学科教授）、朴賛郁先生（ソウル大学校政治学科教授）に感謝申し上げる。
- 2) 国会については、拙稿「民主化以降韓国の国会議員選挙：小選挙区比例代表並立制の制度的効果を中心に」『現代韓国朝鮮研究』4号（2004年）pp.38-50；拙稿『韓国における混合型選挙制度の政治的効果【韓国語】』ソウル大学校社会科学大学政治学科博士論文，2006年を参照せよ。
- 3) 例えば、水崎節文・森裕城「中選挙区制における候補者の選挙行動と得票の地域的分布」『選挙研究』10号（1995年）pp.16-40；今井亮佑「中選挙区制再考：投票行動と候補者要因」『日本政治研究』第1巻第2号（2004年）pp.86-107；高木悠貴「中選挙区制における戦略的投票の特徴」『日本政治研究』第2巻第2号（2005年）pp.106-120
- 4) 例えば、高選圭「地方選挙における中選挙区制の導入と選挙運動の変化【韓国語】」2006年度韓国政治学会夏期学術会議報告論文を参照
- 5) Steven R. Reed, "Structure and Behaviour: Extending Duverger's Law to the Japanese Case," *British Journal of Political Science*, 20 (1990), pp. 335-356; Garry W. Cox, "Reducing Nomination Errors: Factional Competition and Party Strategy in Japan," *Electoral Studies*, 13-1 (1994), pp.4-16; Garry W. Cox, "Strategic Voting Equilibria under the Single Nontransferable Vote," *American Political Science Review*, 88 (1994), pp. 608-621.
- 6) スティーブン・R・リード「中選挙区制における均衡状態」『選挙研究』15号（2000年）pp.17-29.
- 7) ただし、研究が全くなかったわけではない。例えば、Kap-Yun Lee, "The Votes Matter: Decreasing Party Support under the Two-Member-District SNTV in Korea," Bernard Grofman, Sung Chull Lee, Edwin A. Winckler and Brian Woodall (eds.), *Elections in Japan, Korea, and Taiwan under the Single Non-transferable Vote*, University of Michigan Press, 1999, pp. 252-265; Sung Chull Lee, "Politics of Electoral Reforms and Practices: The Case of Korean SNTV Elections under the Yushin Constitution," *op. cit.*, pp. 51-64; Jongryn Mo and David Brady, "The SNTV and the Politics of Electoral System in Korea," *op. cit.*, pp.227-251.
- 8) Garry W. Cox and Matthew Soberg Shugart, "In the Absence of Vote Pooling: Nomination and Vote Allocation Errors in Columbia," *Electoral Studies*, 14-4 (1995), pp. 441-460; Yusaku Horiuchi and Masaru Kohno, "SNTV and Its Political Consequences: Mechanical Effect, Strategic Candidate Nomination, and the Origins of Japan's One-Party Dominance," paper presented at the 2004 Annual Meeting of the American Political Science Association, 2004; Steven R. Reed, "Party Strategy or Candidate Strategy: How Did the LDP Run the Right Number of Candidates in Japan's Multi-Member Districts," paper presented at the 2006 Meeting of the International Political Science Association, Fukuoka, Japan.

- 9) Garry W. Cox, "SNTV and d'Hondt are 'Equivalent!'" *Electoral Studies*, 10-2 (1991), pp.118-132.
- 10) 川人貞史「選挙制度と政党システム：日本における5つの選挙制度の比較分析」川人貞史『選挙制度と政党システム』（木鐸社，2004年）pp.169-195；川人貞史「中選挙区制における政党間競争：超ドント比例制と大政党」川人，前掲書，pp.197-212
- 11) 本稿では、ドント式議席数が0の場合、候補者数とはかかわらず、「適正」とする。こうした「措置」がないと、例えば、嶺南圏においてウリ党はほとんど議席を獲得できなかったものの1名は候補者を擁立していたので、川人の計算式通りだと、すべて「過剰公認」と処理せざるをえず、解釈上困難が生じる。ドント式議席数は0の場合、1名候補者を擁立してはよいが、複数名候補者を擁立してはよいが、政党にとってディレンマは生じない。そもそも、川人が言うように、複数名候補者を擁立しない限り、SNTVは政党と候補者間にディレンマをもたらさない。
- 12) <http://www.nec.go.kr:7070/dextern/main.html>（アクセス：2006年11月10日）
- 13) 2人区（465/610: 76.2%），3人区（248/379: 65.4%），4人区（18/39: 46.2%）
- 14) 光州（0/19: 0%），全羅北道（4/72: 5.6%），全羅南道（4/83: 4.8%）
- 15) 2人区（96/610: 15.7%），3人区（175/379: 46.2%），4人区（26/39: 66.7%）
- 16) 2006年7月1日以降、済州特別自治道への移行に伴い、済州市・西帰浦市・北済州群・南済州群の4つの基礎自治体が廃止された。
- 17) 仁川では全選挙区（42）のうち25（59.5%）で失敗し、21（84%）が得票の不均等配分。京畿では、全選挙区（148）のうち58（39.2%）で失敗し、52（89.7%）が得票の不均等配分。
- 18) 慶北では全選挙区の5分の1（19/101: 18.8%），慶南では全選挙区の4分の1（23/95: 24.2%）で得票の不均等配分。
- 19) タ候補は270名のうち126名（46.7%）が当選。ラ候補は18名のうち9名（50%）が当選。
- 20) タ候補は82名のうち18名（22.0%）が当選。ラ候補は12名のうち2名（16.7%）が当選。
- 21) 3名の候補者を擁立している選挙区数が70ある中で、カが1位なのは48（68.6%）である。4名の候補者を擁立している選挙区が18ある中で、カが1位なのは50%（9/18）である。
- 22) そもそも、こうした点については選挙以前から十分に予見することができたため、憲法訴願が憲法裁判所に提出され、現在係争中である。
- 23) 政党による推薦が禁止され、全員無所属候補だった第1回全国同時地方選挙を事例にした研究でも、カナダラの旗号によって当選率に顕著な差が見られたという。本来、広域自治体長と広域自治体議会議員、それに基礎自治体長の各々の選挙で使用された1-2-3の旗号と、基礎自治体議会議員選挙で使用されたカナダラの旗号には相互に全く関連がない。にもかかわらず、1（ハンナラ党）が強い嶺南圏の場合、カという旗号を有する無所属の候補者が強く、2（国民会議）が強い湖南圏の場合、ナという旗号を有する無所属の候補者が強いという。全国同時選挙ゆえに、各々の選挙の独自の意義が薄れ、より重要な選挙によってより重要でない選挙が影響を受けるのである。「全国同時」というのは、全国的に同じ日時に選挙を行うというよりも、相異なる種類の選挙を同時に行うという意味である。李ヒョヌ「同時選挙制度と有権者の選択【韓国語】」ジョンジュンビン編『韓国の選挙III：1998年地方選挙を中心に』（プルンギル，1999年）pp.247-292.
- 24) 川人「中選挙区制における政党間競争」p.212

表1 地域別・定数別選挙区数

地 域	選挙区数	2人区	3人区	4人区
ソウル	162	120	42	0
釜 山	69	50	18	1
大 邱	43	27	16	0
仁 川	42	29	13	0
光 州	19	4	9	6
大 田	22	11	11	0
蔚 山	16	5	11	0
京 畿	148	80	68	0
江 原	51	12	34	5
忠 北	45	23	20	2
忠 南	60	35	18	7
全 北	72	47	21	4
全 南	83	45	31	7
慶 北	101	60	37	4
慶 南	95	62	30	3
全 国	1028	610	379	39

表2 選挙戦上の失敗

		(候補者数) - (ドント式議席数)		
		+	0	-
(現実の議席数) - (ドント式議席数)	+	過剰当選		
	0	過剰公認	適 正	
	-	過剰公認の失敗	得票の不均衡配分	過少公認

表3 ハンナラ党の候補者擁立状況

地 域	2 人区			3 人区				4 人区				
	0	1	2	0	1	2	3	0	1	2	3	4
ソウル	0	19	101	0	0	28	14					
釜 山	0	0	50	0	0	1	17	0	0	0	0	1
大 邱	0	0	27	0	0	0	16					
仁 川	0	1	28	0	0	3	10					
光 州	4	0	0	9	0	0	0	6	0	0	0	0
大 田	0	0	11	0	1	8	2					
蔚 山	2	1	2	0	0	2	9					
京 畿	0	12	68	0	0	14	54					
江 原	0	0	12	0	0	1	33	0	0	0	1	4
忠 北	0	1	22	0	0	1	19	0	0	0	0	2
忠 南	3	7	25	0	5	3	10	0	0	0	1	6
全 北	45	2	0	20	1	0	0	3	1	0	0	0
全 南	43	2	0	30	1	0	0	6	1	0	0	0
慶 北	0	3	57	0	0	2	35	0	0	0	2	2
慶 南	0	0	62	0	0	1	29	0	0	0	0	3
全 国	97	48	465	59	8	64	248	15	2	0	4	18

表4 ウリ党の候補者擁立状況

地 域	2 人区			3 人区				4 人区				
	0	1	2	0	1	2	3	0	1	2	3	4
ソウル	0	111	9	0	23	19	0					
釜 山	3	46	1	0	13	5	0	0	1	0	0	0
大 邱	9	18	0	0	16	0	0					
仁 川	0	29	0	0	8	4	1					
光 州	0	1	3	0	0	2	7	0	0	2	1	3
大 田	0	10	1	0	7	4	0					
蔚 山	5	0	0	0	10	1	0					
京 畿	0	73	7	0	22	41	5					
江 原	0	8	4	0	15	12	7	0	1	2	2	0
忠 北	2	12	9	0	5	8	7	0	0	1	0	1
忠 南	3	27	5	0	6	5	7	0	3	1	1	2
全 北	0	1	46	0	0	1	20	0	0	0	0	4
全 南	15	21	9	1	11	8	11	0	3	1	1	2
慶 北	36	24	0	6	31	0	0	0	4	0	0	0
慶 南	29	31	2	7	23	0	0	0	1	2	0	0
全 国	102	412	96	14	190	110	65	0	13	9	5	12

表5 民主労働党の候補者擁立状況

地 域	2 人区			3 人区				4 人区				
	0	1	2	0	1	2	3	0	1	2	3	4
ソウル	85	35	0	8	34	0	0					
釜 山	29	21	0	3	15	0	0	0	1	0	0	0
大 邱	24	3	0	9	7	0	0					
仁 川	13	16	0	2	11	0	0					
光 州	2	2	0	0	9	0	0	0	6	0	0	0
大 田	9	2	0	5	6	0	0					
蔚 山	0	5	0	0	10	1	0					
京 畿	31	49	0	8	60	0	0					
江 原	9	3	0	19	15	0	0	3	2	0	0	0
忠 北	17	6	0	8	12	0	0	0	2	0	0	0
忠 南	28	7	0	13	5	0	0	3	4	0	0	0
全 北	33	14	0	8	13	0	0	0	4	0	0	0
全 南	36	9	0	21	10	0	0	7	0	0	0	0
慶 北	52	8	0	25	12	0	0	2	2	0	0	0
慶 南	38	24	0	13	16	1	0	0	3	0	0	0
全 国	406	204	0	142	235	2	0	15	24	0	0	0

表6 地域別選挙成績・ソウル

	ハンナラ	ウリ
過剰当選	2	2
過剰公認	21	19
過剰公認の失敗	4	4
適正	61	137
得票の不均等配分	57	0
過少公認	17	0
選挙区数	162	162

表7 地域別選挙成績・仁川

	ハンナラ	ウリ
過剰当選	0	0
過剰公認	4	3
過剰公認の失敗	3	0
適正	13	39
得票の不均等配分	21	0
過少公認	1	0
選挙区数	42	42

表8 地域別選挙成績・京畿

	ハンナラ	ウリ
過剰当選	9	0
過剰公認	39	37
過剰公認の失敗	1	12
適正	43	99
得票の不均等配分	52	0
過少公認	5	0
選挙区数	148	148

表9 地域別選挙成績・釜山

	ハンナラ	ウリ
過剰当選	0	0
過剰公認	6	4
過剰公認の失敗	1	1
適正	48	64
得票の不均等配分	13	0
過少公認	1	0
選挙区数	69	69

表10 地域別選挙成績・蔚山

	ハンナラ	ウリ
過剰当選	0	0
過剰公認	2	0
過剰公認の失敗	0	1
適正	7	15
得票の不均等配分	7	0
過少公認	0	0
選挙区数	16	16

表11 地域別選挙成績・慶北

	ハンナラ	ウリ
過剰当選	0	0
過剰公認	24	0
過剰公認の失敗	6	0
適正	51	101
得票の不均等配分	19	0
過少公認	1	0
選挙区数	101	101

表12 地域別選挙成績・慶南

	ハンナラ	ウリ
過剰当選	0	0
過剰公認	21	0
過剰公認の失敗	6	0
適正	45	95
得票の不均等配分	23	0
過少公認	0	0
選挙区数	95	95

表13 地域別選挙成績・大邱

	ハンナラ	ウリ
過剰当選	0	0
過剰公認	0	0
過剰公認の失敗	0	0
適正	40	43
得票の不均等配分	3	0
過少公認	0	0
選挙区数	43	43

表14 地域別選挙成績・大田

	ハンナラ	ウリ
過剰当選	0	0
過剰公認	13	4
過剰公認の失敗	0	0
適正	7	18
得票の不均等配分	2	0
過少公認	0	0
選挙区数	22	22

表16 地域別選挙成績・忠南

	ハンナラ	ウリ
過剰当選	7	1
過剰公認	26	9
過剰公認の失敗	7	5
適正	18	45
得票の不均等配分	2	0
過少公認	0	0
選挙区数	60	60

表15 地域別選挙成績・忠北

	ハンナラ	ウリ
過剰当選	0	2
過剰公認	24	20
過剰公認の失敗	8	2
適正	9	21
得票の不均等配分	4	0
過少公認	0	0
選挙区数	45	45

表17 地域別選挙成績・江原

	ハンナラ	ウリ
過剰当選	5	4
過剰公認	22	12
過剰公認の失敗	8	9
適正	6	26
得票の不均等配分	10	0
過少公認	0	0
選挙区数	51	51

表18 政党別選挙成績・ハンナラ党

地 域	過剰当選	過剰公認	過剰公認の失敗	適 正	得票の不均等配分	過少公認
ソウル	2	21	4	61	57	17
釜 山	0	6	1	48	13	1
大 邱	0	0	0	40	3	0
仁 川	0	4	3	13	21	1
光 州	4	0	0	19	0	0
大 田	0	13	0	7	2	0
蔚 山	0	2	0	7	7	0
京 畿	9	38	1	43	52	5
江 原	5	22	8	6	10	0
忠 北	0	24	8	9	4	0
忠 南	7	26	7	18	2	0
全 北	0	0	0	72	0	0
全 南	0	0	0	83	0	0
慶 北	0	24	6	51	19	1
慶 南	0	21	6	45	23	0
全 国	23	201	44	522	213	25

表19 政党別選挙成績・ウリ党

地 域	過剰当選	過剰公認	過剰公認の失敗	適 正	得票の不均等配分	過少公認
ソウル	2	19	4	137	0	0
釜 山	0	4	1	64	0	0
大 邱	0	0	0	43	0	0
仁 川	0	3	0	39	0	0
光 州	1	10	4	4	0	0
大 田	0	4	0	18	0	0
蔚 山	0	0	1	15	0	0
京 畿	0	37	12	99	0	0
江 原	4	12	9	26	0	0
忠 北	2	20	2	21	0	0
忠 南	1	9	5	45	0	0
全 北	3	41	15	12	1	0
全 南	0	15	13	55	0	0
慶 北	0	0	0	101	0	0
慶 南	0	0	0	95	0	0
全 国	13	174	66	774	1	0